

CO₂ゼロエミッション技術支援事業実施要領

第1 趣旨

農業は、土壌や水、大気、太陽エネルギーを利用して再生産を繰り返す環境と調和した産業であるが、化学合成された農薬や肥料、化石燃料の使用による生産活動は、生態系や地下水への影響、温室効果ガスの排出など、自然環境だけでなく、農業者や消費者の健康にも負荷を与えることが懸念される。

このため、本県農業を持続可能な産業として発展させるためには、生産性の向上を図りつつ、生産活動に伴う環境負荷をできる限り軽減し、農業の多面的機能を生かした取組を進めていくことが必要となっている。

そこで、土づくり等を基本に、化学合成された農薬や肥料の使用の削減に取り組む農業者及び団体に対し、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の削減につながる技術の導入を支援する。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、別表1に定めるものとする。

第3 事業の内容

本事業は、事業実施主体が行う緑肥作物栽培又はバイオ炭施用に係る経費に対して補助を行う事業とし、補助対象・補助額については別表2に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施期間

本事業は、単年度で完了することを原則とする。

第5 事業の採択要件等

1 事業の採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、環境保全型農業直接支払交付金等により、類似の取組で支援を受けている交付対象地番（ほ場）は、本事業の対象外とする。

(1) 緑肥作物栽培支援

ア 緑肥作物栽培の取組面積は3ha以上とする。なお、過去に本事業で採択された地番（ほ場）は対象外とする。

イ 取組面積が3haに満たない場合であっても、今後、作付拡大が大幅に見込まれ

る場合は、地域の状況に応じ、本事業の対象とする。

ウ 事業実施主体は、緑肥作物栽培を推進するパンフレット等を配布し、産地全体で作付の拡大に取り組むこと。

(2) バイオ炭施用支援

バイオ炭施用面積は1ha以上とする。なお、過去に本事業で採択された地番（ほ場）は対象外とする。

2 採択方針

緑肥作物栽培支援においては、次に掲げるものを優先的に採択する。

(1) 「ちばエコ農業」産地

(2) 農林水産省の農産物表示ガイドラインに基づく減農薬・減化学肥料栽培に取り組む産地

(3) 統一栽培歴を有する産地（部会）で「ちばエコ農業」並みの栽培を行っている産地

第6 事業の実施

1 事業実施計画の審査及び承認

(1) 事業実施主体は、CO₂ゼロエミッション技術支援事業実施計画書（別記第1号様式）（以下「実施計画書」という。）を作成し、別記第2号様式と併せて知事に提出するものとする。

(2) 知事は、事業実施主体から提出のあった実施計画書の内容を審査し、適当と認められる場合は、これを承認し、事業実施主体へ通知するものとする。

2 事業実施計画の変更

別表3で定める実施計画の重要な変更は、前項の（1）、（2）の手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事に届け出るものとする。

第7 事業の指導推進

事業実施主体は、県及び団体等と協力し、本事業の推進にあたるものとする。

第8 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ所轄の農業事務所長に適正な指導を受けた上で、その理由を具体的に明記したCO₂ゼロエミッション技術支援事業交付決定前着手届出書（以下「交付決定前着手届出書」という。）（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

第9 事業取組状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業終了の翌年度から原則として2年間、当該事業を活用した緑肥作物の作付状況又はバイオ炭の施用状況を、別記第4号様式により知事に提出するものとする。
- 2 前項による知事への報告期限は、報告年度の翌年度の5月末とする。

第10 書類の経由

この実施要領により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所の長を経由して提出しなければならない。

第11 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この実施要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和6年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この実施要領は、令和5年4月13日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 事業実施主体

対象	要件
<p>1 緑肥作物栽培支援</p> <p>県が定める化学肥料・化学合成農薬の使用量の2分の1以下で栽培している野菜産地の生産組織</p> <p>(「ちばエコ農業産地」、農林水産省の農産物表示ガイドラインに基づく減農薬・減化学肥料栽培に取り組む野菜産地の生産組織等)</p>	<p>事業実施主体は、次の(1)から(5)の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であること。</p> <p>(2) おおむね1産地3ha以上であること。</p> <p>(3) 統一栽培歴を有すること。</p> <p>(4) 産地責任者が設置されていて、栽培計画書があること。</p> <p>(5) 緑肥種子の購入伝票、支払伝票等が確認できること。</p>
<p>2 バイオ炭施用支援</p> <p>農業者</p>	<p>事業実施主体は、「エコファーマー」の認定^{※1}、「ちばエコ農業」推進要綱に基づく栽培計画書の登録、「有機JAS認定」^{※2}又は「みどり法^{※3}第2条第4項第1号に基づく認定」のいずれかを受けた、又は事業完了時までには受けることが見込まれる農業者(団体又は産地を含む)であり、次の要件をみたすものとする。</p> <p>(1) みどり法第2条第4項第3号に基づく事業活動(バイオ炭施用)に関し、同法に拠る知事の認定を受けた、又は事業完了時までには認定を受けることが見込まれること</p> <p>(2) バイオ炭施用面積が1ha以上であること</p>

※1 持続農業法に基づく県導入指針で定める技術導入計画の認定

※2 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条の登録認定機関による、有機農産物の日本農林規格に適合した有機農産物の生産を行う者としての認定

※3 みどりの食料システム法(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)(令和4年法律第37号)

別表2 補助対象・補助額

補助対象	補助額
<p>1 緑肥作物栽培支援</p> <p>(1) 緑肥作物栽培に係る経費 以下の緑肥作物とする。 ソルガム、スーダングラス、ギニアグラス、エンバク、ライムギ、 イタリアンライグラス、クロタラリア、カラシナ、マリーゴールド、 緑肥用ヒマワリ、 その他、炭素貯留に有益な緑肥作物 なお、未成熟トウモロコシは除く</p> <p>(2) 事務経費 生産組織が各産地の事業計画等のとりまとめを行うために必要な 経費（人件費、通信費、消耗品費）</p>	<p>(1) 定額 2,000円/10a以内</p> <p>(2) 定額 98千円/産地以内</p>
<p>2 バイオ炭施用支援</p> <p>県計画認定要領^{*1}に定める品質及び量のバイオ炭施用 なお、バイオ炭は原則購入とする</p>	<p>定額 3,000円/10a以内</p>

*1 千葉県環境負荷低減事業活動（農業分野）の実施に関する計画認定要領（令和5年3月30日安農第882号）

別表3

重要な変更	
経費の変更	事業内容の変更
<p>事業実施主体にかかる事業費の30%を超える範囲の増減</p>	<p>事業実施地区の変更</p>

別記第1号様式（第6関係）

令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業
実施計画書（実績報告書）

事業実施主体名

1 事業の目的

2 事業実施主体

事業実施主体名	
設立年月日	
所在地	
代表者名	
栽培責任者名 (所在)	
備考 ^{※1}	

※1 備考欄には次のうち該当するものを記載。

(1) 緑肥作物栽培支援

「ちばエコ農産物」の産地認証を受けている場合は「ちばエコ産地」、受ける見込みの場合は「ちばエコ産地（見込み）」

農林水産省の農産物表示ガイドラインに基づく減農薬・減化学肥料栽培に取り組む産地の場合は「特裁」、認証される見込みの場合は「特裁（見込み）」

統一栽培歴を有する産地（部会）で「ちばエコ農産物」並みの栽培を行っている産地の場合は「準ちばエコ産地」

(2) バイオ炭施用支援

「エコファーマー」の認定を受けている場合は「エコファーマー」、「ちばエコ農業」の栽培計画登録を受けている場合は「ちばエコ」、「有機JAS認定者」の場合は「有機JAS」、「みどり認定」のいずれかを記載。見込の場合は（見込）を記載。

3 当事業を活用した緑肥作物栽培又はバイオ炭施用の目標面積（作付実績面積）

	1年目 (令和 年度)	2年目 (令和 年度)	3年目 (令和 年度)
年度ごとの実施面積	ha	ha	ha
累積面積	ha	ha	ha

4 事業内容

(1) 作付作物・受益・負担区分

作付作物 ^{※1}		受益 ^{※1}		事業に要する 経費 (円)	負担区分	
〇〇		〇〇			県補助金 (円)	自己資金 (円)
戸数 (戸)	面積 (a)	戸数 (戸)	面積 ^{※2} (a)			

※別紙1又は別紙7「CO₂ゼロエミッション技術支援事業 栽培計画（実績）一覧」を添付すること。

※作付作物ごとに記載すること。

※1 緑肥作物、バイオ炭のいずれかを記載

※2 面積（a）は、別紙1「CO₂ゼロエミッション技術支援事業 栽培計画（実績）一覧」を用いて整数で整理し、記載する。

(2) 栽培又は施用計画（実績）

別紙2（計画時）のとおり

別紙3（実績時）（緑肥作物栽培支援）のとおり

※作付作物ごとに、受益戸数の平方根（小数点以下切り上げ）の生産者を抽出して提出

5 添付書類

(1) 緑肥作物栽培支援

ア 事業実施主体規約又は規程

イ 誓約書（別記第5号様式）及び役員等名簿（別記第6号様式）

ウ 「ちばエコ農業」産地指定書及び栽培計画書

農林水産省の農産物表示ガイドラインに基づく減農薬・減化学肥料栽培の取組実績等取組内容がわかるもの

エ 栽培管理記録簿又は栽培暦

オ （事務経費の補助を受けた場合）別紙4～6（実績報告時）

カ 緑肥作物種子の領収書・購入伝票（実績報告時）

キ 振込先口座情報

ク その他、県が必要と認める資料

※ 実績報告時は、（ア）～（エ）の添付不要。

(2) バイオ炭施用支援

ア 事業実施主体規約又は規程（個人を除く）

イ 誓約書（別記第5号様式）及び役員等名簿（別記第6号様式）

ウ エコファーマー認定通知書、「ちばエコ農業」栽培計画書及び栽培計画登録通知、有機JAS認定書、みどり認定証書等

エ 栽培管理記録簿又は栽培暦

オ バイオ炭の領収書・購入伝票（実績報告時）

カ 振込先口座情報

キ その他、県が必要と認める資料

※ 実績報告時は、（ア）～（エ）の添付不要。

※ 変更の場合は、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書き上段に記載すること。

別記第2号様式（第6関係）

令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援事業実施（変更）計画書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

CO₂ゼロエミッション技術支援事業実施要領第6の1の（1）の規定により、下記のとおり提出します。

記

別紙のとおり

別記第3号様式（第8関係）

令和 年度CO₂ゼロエミッション技術支援交付決定前着手届出書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所在地
名称
代表者氏名

CO₂ゼロエミッション技術支援事業実施要領第6の1の（2）の規定により承認された実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、CO₂ゼロエミッション技術支援事業実施要領第8の規定により提出します。

記

区分 ^{※1}	作物名	戸数 (戸)	面積(a)	事業に要する 経費 (円)	着手予定 年月日	交付決定前着 手を必要とす る理由

※1 緑肥作物栽培支援又はバイオ炭施用支援を記入

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定額が申請額又は申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策について、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

別記第4号様式（第9関係）

CO₂ゼロエミッション技術支援事業取組状況報告書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

このことについて、CO₂ゼロエミッション技術支援事業実施要領第9の1の規定により
下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

事業実施年度	～ 年度
事業実施主体名	
作付作物・戸数・面積	作物（ ）、 戸、 a
事業費（うち県補助金）	

2 緑肥作物の栽培状況又はバイオ炭の施用状況

累積栽培・施用面積（事業完了時）	当該年の栽培・施用面積
ha	ha

3 事業完了2年後の緑肥作物栽培又はバイオ炭施用状況が70%未満となった原因・理由

--

別記第5号様式（第6関係）

誓約書

令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

所在地

名称

代表者氏名

印

事業計画を提出した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）がCO₂ゼロエミッション技術支援事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、事業計画、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、事業実施計画の承認を受けられないこと、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(別記第6号様式) (第6関係)

役員等名簿

番号	商号又は名称(半ｶﾅ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半ｶﾅ)	氏名(漢字)	生年月日				性別(M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)



役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)に記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

【別紙2】

C O 2 ゼロエミッション技術支援事業（緑肥栽培支援） 栽培計画

事業実施主体	
--------	--

品目・作型	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
【作付作物】																																				
【緑肥作物】																																				

記載方法

品目・作型等ごとに次の記号に準じて表示する。

は種：○—○、収穫：□—□、すき込み：×—×

【別紙3】

CO₂ゼロエミッション技術支援事業 緑肥作物作付け状況 (写真)

事業実施主体：

生産者		生産者	
ほ場番号		ほ場番号	
生育期の写真	画像を添付	生育期の写真	画像を添付
すき込み後の写真	画像を添付	すき込み後の写真	画像を添付

※その他、播種作業、すき込み作業等、必要な写真を添付してください。

CO₂ゼロエミッション技術支援事業（緑肥作物栽培支援）

賃金支払簿

事業実施主体名：

	氏名	作業時間 (時間)	時間単価 (円/時間)	賃金 (円)	支払日	受領印又は記名(自署)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						

CO2ゼロエミッション技術支援事業（緑肥作物栽培支援）

作業日誌

No _____

事業実施主体名： _____

氏名： _____

	年月日	作業時間・作業内容
1		
2		
3		
4		
5		

作業時間 合計

時間

【別紙7】

CO₂ゼロエミッション技術支援事業（バイオ炭施用支援） 散布計画（実績）一覧

事業実施主体	
--------	--

NO.	生産者	申請ほ場				実績ほ場			
	氏名	地番・ほ場番号	面積(a)	作付作物	バイオ炭施用量	地番・ほ場番号	面積(a)	作付作物	バイオ炭施用量

※面積は小数点1位を切り上げた面積とする（整数で記載）。